

甲佐町立白旗小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許すことはできない。

より根本的ないじめ問題克服のためにはその未然防止の観点が重要であり、学校の教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、「いじめをしない、させない、負けない」集団づくりを進める必要がある。なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。

本校は校訓「なかよく かしこく たくましい 白旗の子」の実現に向けて、心身ともに健全な児童の育成に取り組んでいるが、あらためて全職員が人権尊重の理念を基底におくことをここに確認したい。

そして、いじめはどの子供にも、どの学級でも起こりうるという危機感を持って、学校が家庭、地域社会、関係諸機関と連携し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に取り組む必要がある。

いじめや差別のない子供の笑顔あふれる学校実現のため、ここにいじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めなければならない。

なお、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

一方で、いじめられた児童の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能とする。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、「いじめ・不登校等対策委員会」の情報集約者である教頭へ情報提供を行う。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる

- ・わざとぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、殴られたりする
- ・お金やものを要求される
- ・お金やものを隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・SNS等で嫌なことを書き込まれたりする

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る場合もある。（平成25年5月16日付け25文科初第246号「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」を参照）

3 いじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止等に組織的に対応するために、いじめ・不登校等対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。また必要に応じて、外部機関を組み入れた拡大委員会を開催する。

なお、いじめの訴えについては、知り得た情報を一人で抱え込まず、必ず「情報集約担当者」である教頭に報告する。

<構成員>

「いじめ・不登校等対策委員会」

校長、教頭（情報集約担当者）、教務主任、養護教諭、人権教育主任、生徒指導主任、（当該学年担任）

「拡大委員会」

上記委員の他、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー
甲佐町教育委員会（学校教育指導主事）、関係機関の助言者等

4 いじめ未然防止のための取組

児童一人一人の自己有用感を高め、互いに認め合うことのできる学級（学校）の風土を醸成していくことが大切であることから、「なかよく かしこく たくましい 白旗の子」の実現に向けて、以下の事項に重点的に取り組む。

(1) 人権教育の充実

「人権教育の全体計画」－「推進計画」－「年間指導計画」に基づき、学校の教育活動全体を通して人権教育の推進を図る。

- ・「人権旬間」（1,2学期）と「いのちの学習旬間」（3学期）の実施。
- ・児童会の運営による「人権集会」（1,2学期）の開催。
- ・「いのちの日の集会」（年間5回）の実施。

(2) 道徳教育の充実

「道徳教育の全体計画」－「年間指導計画」に基づき、道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通して道徳教育の推進を図る。

- ・体験活動や他の教育活動との関連付けを図る。
- ・保護者や地域の方の協力のもと、地域教材の開発を行う。
- ・児童が感動するような授業への工夫改善を図る。

(3) わかる授業づくり

- ・基礎的・基本的事項の確実な習得を行う。
- ・校内研究を通じた、授業の工夫改善
- ・一人学び、ペアトーク、クラストークの充実

(4) 学習規律の徹底

- ・「こうさっ子の学び『これだけは』」「学びの土台9項目」の徹底

(5) 学級集団づくり

- ・話し合い活動、学級会の充実
 - ・子どもの居場所づくり、絆づくり
- (6) 児童会活動の充実
- ・委員会活動の活性化
 - ・学校行事の主体的な運営
 - ・代表委員会の充実

(7) その他

- ・「命を大切に作る心」を育むプログラムによる関連的指導

※ 教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

5 いじめの早期発見のための取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用し、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

- ・朝の会、帰りの会や授業中の行動・表情の観察
- ・ノート指導、日記指導による子供の状況の把握
- ・個人面談（全員）の実施（6月、2月）
- ・生活アンケート（心のアンケート）の定期的な実施（年4回程度）
- ・チェックリストによる家庭での気付き等情報交換
- ・地域ボランティアとの情報共有

6 いじめに対する組織的対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、又は、児童・保護者からいじめの訴えがあった場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ・不登校等対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、対象児童のケア・指導など、いじめの解消までを行う。

なお、いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件（ア）及び（イ）が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。
- ② いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- ③ 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ① いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ② 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、

その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ・不登校等対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

(3) いじめへの対処；別添「いじめ対応マニュアル」参照

(4) いじめ対応の留意点

- ① いじめを発見した場合は、まず、対象児童の安全を確保するとともに、情報集約担当者である教頭を通じて校長に報告する。
- ② 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ・不登校等対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、対象児童のケア、いじめを行った児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③ いじめられた児童のケアは、養護教諭等やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④ いじめが確認された場合は、対象児童の保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ⑥ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ⑦ いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成を目指したものとする。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合。
(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

【 改訂履歴 】

初 版 平成27年3月
第2版 令和3年4月
第3版 令和4年4月